

OKASAN SDGs REPORT

岡三SDGsレポート

Vol.36 | 2025年12月 お客様用資料

Contents

P.2 : COP30 パリ協定締結10周年の節目

P.9 : 特別レポート／都市再生機構 現地見学会（2025/11/14）
HAT神戸・グラングリーン大阪（うめきた2期地区）

P.14 : SDGs/ESGニュース

岡三証券株式会社

COP30



パリ協定締結10周年の節目

写真:岡三証券

(図表1.1.1)COP30 開催地



摘要

2025年11月、ブラジル・ベレンで開催されたCOP30は、パリ協定採択から10周年の節目となった。議長国ブラジルが掲げた「ムチラオ(共同作業)」の精神のもと、「ベレン・ポリティカル・パッケージ」が採択され、パリ協定は「交渉の時代」から「実施の時代」へと移行した。

UNFCCCの統合報告書によれば、NDC3.0を提出した64カ国が目標を完全に実施しても、2035年のGHG排出量は2019年比で2割弱の削減にとどまる。1.5°C目標達成には、依然として大きなギャップがある。それを解消するには、公的資金だけでは到底賄えず、民間資金の動員が課題となる。

国内では、日本が直面する物理的リスクの深刻さが改めて示されている。NDCはあくまでも排出削減の目標であり、達成されたとしても温暖化による物理的な影響を完全には防ぐことはできない。緩和と適応のどちらか一方では成り立たない。

1. はじめに

2025年11月10日から11月22日(1日延長)まで、ブラジル連邦共和国のベレンにおいて、国連気候変動枠組条約第30回締約国会議(COP30)が開催された。世界最大の熱帯雨林であるアマゾンを擁する議長国ブラジルは、「ムチラオ(Mutirão:日本語で共同作業、協働、共に働く)」をテーマとし、気候変動という地球規模の課題に対して国際社会が一丸となって取り組む姿勢を求めていた。

COP30は、2015年のパリ協定採択から10周年という節目の会議であり、グローバル・ストックテイク(GST)の結果を踏まえた次期NDC(国が決定する貢献)の提出期限を迎える局面での開催となった。会議の成果として「ベレン・ポリティカル・パッケージ」が採択され、パリ協定は「交渉の時代」から「実施の時代」へと歩みを進めている。本稿では、COP30の成果を振り返りながら、気候変動対策を巡る国際動向を整理する。

2. 前回のCOP29

2024年11月11日から11月24日まで(2日延長)、アゼルバイジャン共和国の首都バクーにおいて、国連気候変動枠組条約第29回締約国会議(COP29)が開催された。COP29が「ファイナンスのCOP」と呼ばれたのは、2025年以降の気候資金目標設定が主な議題の一つとなったことによる。

最終的に合意されたのは、気候資金に関する新規合同数値目標(NCQG)である。先進国が主導して2035年までに少なくとも年間3,000億ドルを途上国支援に充てるという目標が設定された(国際開発金融機関(MDBs)や途上国からの拠出を含む)。加えて、全てのアクターに対し、公的・民間を問わずあらゆる資金源から途上国向けの気候資金を2035年までに年間1.3兆ドル(約200兆円)以上へ拡大するよう求める決定もなされた。この「年1.3兆ドル」への道筋を示すロードマップ(通称「バクー・ベレン・ロードマップ」)の策定がCOP30に向けて進められることとなった。

もう一つの重要な成果は、パリ協定6条(市場メカニズム)の完全運用化である。他国での排出削減プロジェクトに投資した場合、その削減分を自国の目標達成にカウントできる仕組みであり、日本が途上国と進めるJCM(二国間クレジット制度)もこの枠組みに含まれている。COP29では、削減量の計測方法や各国間でのクレジット移転手続きなど、実際に動かすための詳細ルールが固まった。

透明性の面では、隔年透明性報告書(BTR)の初回提出期限(2024年12月末)を前に、日本が先進国で最初にBTRを提出した。COP29期間中に開催された透明性閣僚イベントでは、この取り組みが表彰されている。

(詳細は岡三SDGsレポートVol.29を参照)

(図表1.2.1)COP29開催地 バクー

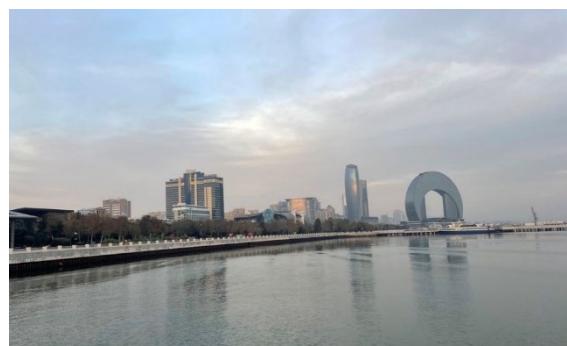


写真:岡三証券

3. COP30の成果:ベレン・ポリティカル・パッケージ

COP30の成果として、緩和・資金等の分野を横断する包括的な「グローバル・ムチラオ決定」が採択された。これに適応、緩和、グローバル・ストックテイク(GST)、公正な移行、透明性等の各主要議題の決定を加え、全体を「ベレン・ポリティカル・パッケージ」と総称することになった。

3.1 グローバル・ムチラオ決定

グローバル・ムチラオ決定は、①パリ協定10周年、②交渉から実施への移行、③実施・連帯・国際協力の加速の3つを柱とし、緩和や資金といった分野を横断した幅広い内容が盛り込まれている。

(図表1.3.1)グローバル・ムチラオ決定

01

緩和(NDC・BTR)

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の科学的知見を踏まえ、1.5°C目標達成に向けた緩和の取組加速と野心向上を呼びかける力強いメッセージが発信された。NDCや長期戦略の未提出国には早期提出が求められ、これまでに119カ国がBTR(隔年透明性報告書)を提出したことが確認された。また、パリ協定の実施加速と国際協力強化を目的とした「Global Implementation Accelerator」、およびNDCとNAP(国別適応計画)の野心と実施を促す「Belém Mission to 1.5」の立ち上げが決定された。

02

気候資金

COP29で合意したNCQG(新規合同数値目標)の実施を議論するハイレベル閣僚級ラウンドテーブルの開催が決定された。適応資金については2035年までに少なくとも3倍に増やす努力が呼びかけられた。さらに、パリ協定9条に基づく気候資金についての2年間作業計画の立ち上げも決まった。

03

気候変動に関する一方的貿易制限措置

貿易と気候変動に関する国際協力の機会や課題を検討するため、2026年～2028年にITC・UNCTAD・WTOを交えた対話を開催し、2028年にはハイレベルイベントを行うことが決定された。

出所:環境省(2025)国連気候変動枠組条約第30回締約国会議(COP30)結果(概要)
https://www.env.go.jp/press/press_01793.html

3.2 個別議題の決定

緩和作業計画 (MWP:Mitigation Work Programme)

各国の排出削減の取組を加速させるため、知見やベストプラクティスを共有する場として設けられたプログラムである。2026年以降もこの枠組みを継続するかどうかについて、各国からの意見提出が求められ、次回のSB64(補助機関会合)で引き続き議論される。また、2025年に森林・廃棄物分野をテーマに開催されたグローバル対話の成果が、今後の議論の参考とされることになった。

適応に関する世界全体の目標(GGA)

適応分野の進捗を測る指標リストが採択されたものの、完全合意には至らず、翌年も継続検討となつた。今後の指標運用に向けた技術的課題を検討する2カ年の「ベレン-アディスビジョン」が設置された。また、COP29で採択されたバクー適応ロードマップ(BAR:Baku Adaptation Roadmap)についても、各国の適応計画・実施を促進するワークショップ等の開催が決定された。

グローバル・ストックテイク(GST)

GSTの成果実施に関するUAE対話を2026年～2027年に行い、その後第2回GSTに引き継ぐことが決定された。第2回GST(2028年)では、IPCCの知見や最新の科学的知見を活用することが推奨された。

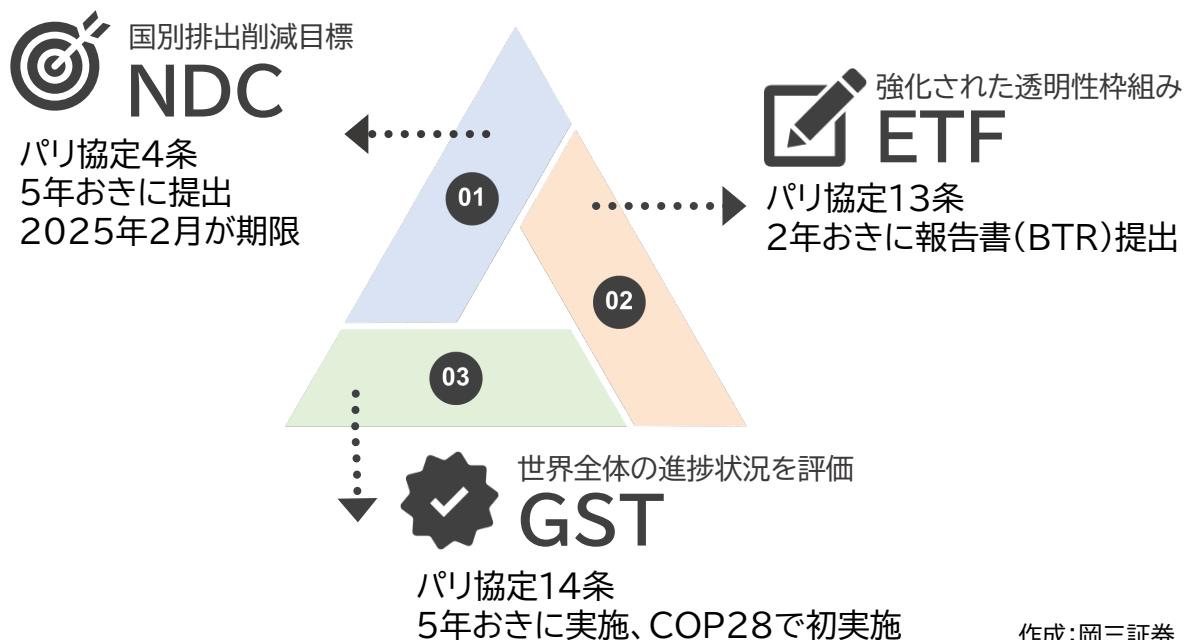
公正な移行作業計画(JTWP)

1.5°C目標達成の取組と公正な移行との関連性が強調された。パリ協定に関する既存の取組を整理した統合報告書の作成、および技術支援・能力構築・知識共有を強化する「公正な移行メカニズム」の検討を進めることが決定された。

出所:環境省(2025)国連気候変動枠組条約第30回締約国会議(COP30)結果(概要)
https://www.env.go.jp/press/press_01793.html

そのほか、パリ協定6条2項(二国間クレジット)では、各国の報告提出や技術審査の進展確認や、6条4項(国連管理型メカニズム)でのCDMプロジェクトの移管期限が2026年6月まで延長することなどが合意に至った。

(図表1.3.2)パリ協定の仕組み



4. NDCの提出状況と主要国 の目標

パリ協定では、全ての締約国がGHG排出削減目標を含む「国が決定する貢献(NDC)」を5年ごとに作成・更新することが義務付けられている。2025年2月を提出期限とする次期NDC(NDC3.0)の提出サイクルを迎えてCOP30は開催された。

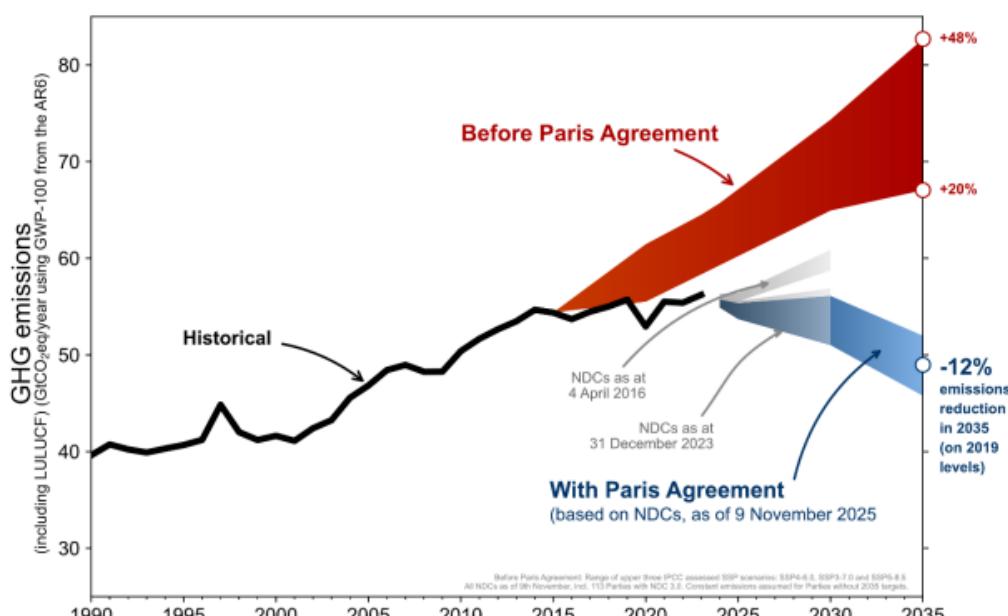
2025年10月28日、UNFCCC(気候変動に関する国際連合枠組条約)事務局が公表したNDC報告書は、64カ国 のNDC3.0をもとに排出削減の見通しを分析している。

同報告書によれば、これら64カ国がNDC3.0を完全に実施した場合、2035年のGHG排出量は約13.0GtCO₂換算(12.0~13.9の範囲)と予測される。これは当該各国が以前のNDCが示した2030年予測水準より6%低く、2019年比では17%(11~24%)の削減に相当する。条件付き目標を含む全ての要素が完全に実施された場合には、2035年の排出量は12.3GtCO₂換算まで低下し、2019年比で19~24%の削減となる見通しである。

NDC3.0が滞りなく実施された場合、当該各国は2030年より前にGHG排出量がピークアウトし、その後2035年まで着実な削減が続くと見込まれている。大半のNDC3.0は、長期脱炭素化目標や低GHG開発戦略(LT-LEDS)と連動しており、2040年から2060年の間(多くは2050年)にネットゼロを達成する筋道が示されている。

また、NDC3.0の内容面では新たな傾向も見られる。97%の締約国がNDC実施を支える法的・政策的枠組みに関する情報を提供し、41%が包括的な気候変動法の採択に言及している。89%がジェンダーに関する情報を盛り込み、88%が子ども・若者に関するセクションを設けた(旧NDCでは61%)。72%が先住民族・地域コミュニティの役割への注目を高めていることが分かった。

(図表1.4.1)次期NDCをふまえたGHG排出量

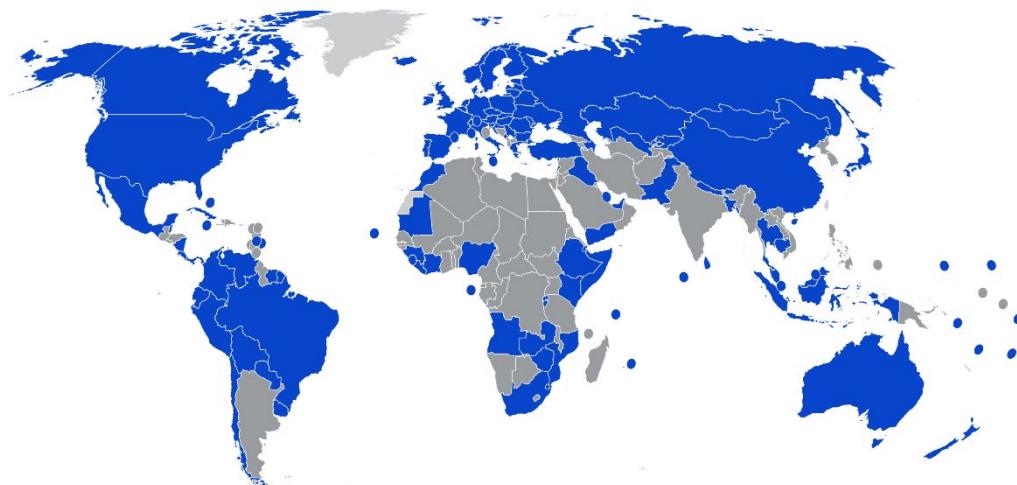


出所:

UNFCCC Secretariat (2025) Message to Parties and Observers: Nationally Determined Contributions Synthesis Report – Update
<https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/nationallydetermined-contributions-ndcs/2025-ndc-synthesis-report>

(図表1.4.2) クライメート・ウォッチ・データのNDCトラッカー
2025 NDC Submission

CLIMATEWATCH



- New NDC
- No New NDC
- Not Applicable

出所:Nationally Determined Contributions (NDC) Tracker | 2025 NDCs | NDCs 3.0 | Climate Watch
<https://www.climatewatchdata.org/ndc-tracker> (2025年12月15日閲覧)

(図表1.4.3) 主要国の2035年削減目標

国名	2030年目標	2035年目標	ネットゼロ目標年
日本	46%削減(2013年比)	60%削減(2013年比)	2050年
米国 ¹	50~52%削減(2005年比)	61~66%削減(2005年比)	2050年
EU	55%削減(1990年比)	72.5%削減(1990年比)	2050年
英国	68%削減(1990年比)	81%削減(1990年比)	2050年
豪州	43%削減(2005年比)	62~70%削減(2005年比)	2050年
ブラジル	53%削減(2005年比)	59~67%削減(2005年比)	2050年
ロシア	30%削減(1990年比)	65~67%削減(1990年比)	2060年
中国 ²	2030年より早いCO ₂ ピークアウト	GHG 7~10%削減(ピーク時比)	2060年(CO ₂ のみ)

¹米国はパリ協定離脱を表明 ²中国の2035年目標はNDC3.0として正式未提出 出所:各種ベンダーより、岡三証券作成

5. まとめ

次回COP31は2026年11月にトルコで、COP32は2027年11月にエチオピアで開催されることが決まった。パリ協定は「交渉の時代」から「実施の時代」へと移り、各国のNDC実施とその透明性確保がこれからの焦点となる。

COP29で決定されたNCQG(2035年までに年間3,000億ドル)の実現に向けた議論も本格化する。全てのアクターに求められる年間1.3兆ドル規模の気候資金は、公的資金だけでは到底賄えず、民間資金の動員が不可欠である。

折しも国内では、環境省が第3次気候変動影響評価報告書(案)のパブリックコメントを12月25日まで募集している。同報告書は、農業・水資源・自然災害・健康など7分野にわたり、日本が直面する気候変動の物理的影響を「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から評価するものだ。日本政府が自国の将来的に予想される被害を示す文書であり、2026年度の気候変動適応計画改定の基礎となる。同様に、同報告書は「適応にどれだけの資金が必要か」を示す明確な根拠となり、現状の予算規模が十分かどうかを問い合わせ直す材料にもなる。

また、大前提としてNDCはあくまで「排出削減の目標」だということを忘れてはならない。仮に当該目標が達成されたとしても、既に大気中に蓄積された温室効果ガスによる温暖化の進行は緩やかになるが、急激に止まるわけではないため、将来の物理的被害(洪水、干ばつ、海面上昇、熱波等)を完全に防ぐことはできない。緩和が進まなければ気温上昇は加速し、適応に必要なコストは際限なく膨らむ。

一方、レジリエンス強化といった適応策がなければ、企業はサプライチェーンの寸断、工場の浸水、従業員の健康被害といった、今そこにある物理的リスクで事業基盤を失い、緩和への投資を続ける体力すら残らない。どちらか一方では成り立たないのである。

排出削減の野心的目標を掲げる企業が、同時に自社の物理的リスクをどう評価し、適応策を講じているか。防災インフラやレジリエンス強化への投資は、単なるコストや守りの投資として片づけるのではなく、事業の持続可能性を高める戦略的投資として、さらには新たな成長機会を見出す視点も必要であろう。今後の動向に期待したい。

(図表1.5.1)COP31 開催国 トルコ



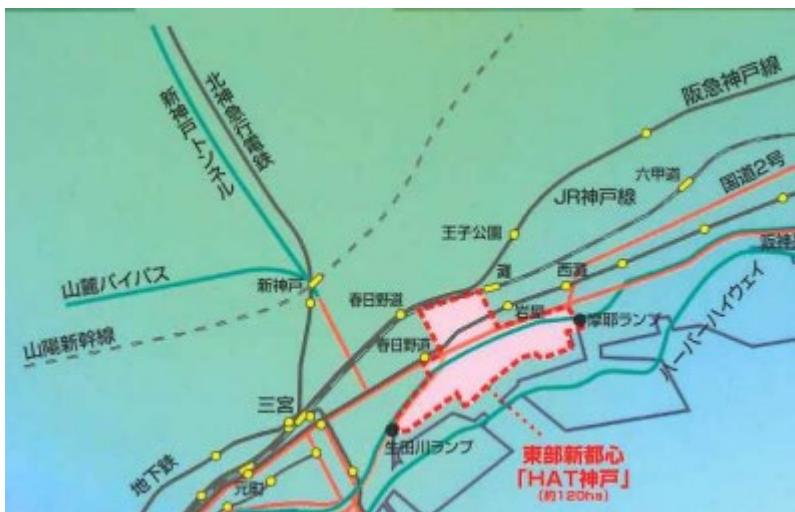
写真:岡三証券

特別レポート

独立行政法人都市再生機構 現地見学会 兵庫県神戸市・大阪府大阪市

2025年11月14日実施

1.HAT神戸



提供：LIR都市機構

2. グラングリーン大阪 (うめきた2期地区)



提供:UR都市機構

特別レポート

独立行政法人都市再生機構 現地見学会

兵庫県神戸市・大阪府大阪市

2025年11月14日実施

弊社は、2025年11月14日、独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)主催の現地見学会に参加させていただきました。本稿では、特別レポートとして、その模様をご報告します。見学地は、兵庫県神戸市「HAT神戸」と、大阪府大阪市「グラングリーン大阪(うめきた2期地区)」です。

自然災害が頻発し、その規模は年々大きくなり、地域の事情に合った防災・減災対策の強化が求められています。日本各地において、復旧・復興とまちづくりに関わってきたUR都市機構だからこそできる、未来につながるさまざまな取組みをご紹介します。課題解決と持続可能な社会を目指すみなさまのご参考になりますれば、幸いです。

1.都市再生機構(UR都市機構)のこれまでの復旧・復興支援の歩み

1995年1月17日の阪神・淡路大震災発生から30年、UR都市機構は災害からの復興を支援しつつ、さらにその先にある、より暮らしやすい、これから「まちづくり」を進めています。

阪神・淡路大震災では、兵庫県が「ひょうごフェニックス計画(1995年7月)」を策定、国が法律・予算などで支援をするという枠組みのもと、国・公団(現在のUR都市機構)等に対しては、必要な復興事業の推進や支援が要請されました。UR都市機構は、延べ7,300人の職員を派遣し、危険度判定等の緊急支援を行い、最大260人体制の震災復興本部を設置して復興まちづくりを支援しました。HAT神戸(地区画整理・住宅市街地総合整備)では、HAT神戸脇の浜へ1,656戸、HAT神戸灘の浜へ1,886戸の住宅供給を実施、神戸防災合同庁舎など、住宅以外の各種都市機能の導入も図りました。2000年からは神戸市地域防災計画にも関わり「みなとのもり公園(神戸震災復興記念公園)」を整備(2010年完了)。UR都市機構は、震災の経験と教訓を後世の人々に継承するとともに、防災機能の強化に取り組んでいます。

震災の経験を風化させないように加え、継続的かつ、地域事情に即した取組みの重要性は、近年、明らかに増しています。まちびらきから25年が経過した「HAT神戸」での取組みと、長年、災害が起きた時の一時避難場所の少なさが課題となってきた、ビルが立ち並ぶ大阪駅周辺の課題を解決する「グラングリーン大阪」の取組みをご紹介していきます。



提供:UR都市機構

2.HAT神戸



HAT神戸は、神戸市の東部新都心として開発された地区の名称です。名称の「HAT」は、「Happy Active Town」の略で、公募により決定されました。阪神・淡路大震災の復興住宅としてのまちびらきから25年が経過、住民の入替えが進み、住民コミュニティの希薄化への危機感や、継続的な防災活動の必要性など、さまざまな課題が浮上していました。

意見交換会等を重ね、これまで利用されていなかった広場の改修に着手。HAT神戸けやき広場は、住民にとっての憩いの場、防災コミュニティの場となり、かまどベンチやマンホールトイレが整備された防災広場に生まれ変わりました。今年、震災メモリアルイベント(1/17-18)開催地となった同広場は、ひょうご安全の日推進県民会議が主催する「ひょうごメモリアルウォーク2025*」のコースにも組み込まれ、さらに多くの人びとに取組みが紹介されました。

<防災設備案内>

写真:岡三証券
<かまどベンチ>

かまどベンチは、平常時にはベンチ、災害時にはベンチを外し、炊き出しなどに利用できるかまどになります。かまどに使用する炭も神戸市が管理しています。



ベンチを外すねじは、コインで開けられます。特別な工具がなくても大丈夫！です。

けやき広場の中央には、かまどベンチをはじめ、各用具の利用説明が書かれた「防災設備案内」があります。団地の住民が入れ替わっていっても、継続的な利用が行われるための配慮です。改修には、撤去された資材等が再利用されています。

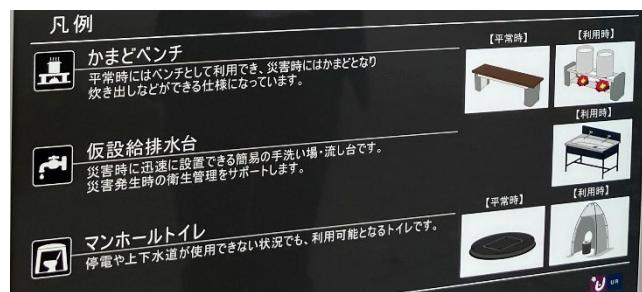


写真:岡三証券

<仮設給排水台>



かまどがあっても、「水」がなければ煮炊きができず、洗い物にも「水」が必要です。仮設給排水台は、水道管とマンホールに直結して容易に取水・排水ができるようになっており、その設置場所も確保されています。

<マンホールトイレ>



マンホールトイレは、マンホールに直結し、停電や上下水道が使用できない状況でも、利用可能なトイレ。震災メモリアルイベントではその「存在」を知らせる目的として、あえて道路に面した場所に設置、注目を集めました。

*ひょうごメモリアルウォーク2025…ひょうご安全の日推進県民会議が主催する、毎年恒例のイベント。震災の記憶をたどり、街を歩く。

3. グラングリーン大阪(GGO)(うめきた2期地区)

グラングリーン大阪(GGO)(うめきた2期地区)は、日本貨物鉄道梅田貨物駅跡地を活用したまちづくりプロジェクト「大阪駅北地区まちづくり基本計画」の2期地区開発事業です。先行開発地域「グランフロント大阪(うめきた1期地区)」同様、大阪駅北地区国際コンセプトコンペ(世界52か国、966提案)が計画の参考にされ、多くのアイデアに満ちたまちづくりが特徴です。「みどり」と「イノベーション」の融合拠点を目指すGGOは、米ニューヨークタイムズ紙が選ぶ「2025年に行くべき52か所」で大阪市を38位に選出した理由の一つとされ、都心に緑地を取り込み、従来の「食と買い物中心の大阪」に新しい文化的魅力を創出した「都市の在り方を変える革新的なスポット the game-changing project」と評されました。GGOはさらに、大都市では確保しづらいとされる防災機能の強化を実現しています。公民連携によって整備・運営されている、主な施設と機能を紹介します。以下のプロジェクト①～⑥は、次頁の地図および、プロジェクト配置図と合わせてお読みください。

①JAM BASE(ジャムベース) ノースタワー1-9階

JAM BASE(ジャムベース)は、多様な人々が集い交わることで、アイデアやイノベーションを生み出すグラングリーン大阪の中核機能施設です。さまざまな活動を、民間、行政、経済団体が一丸となって推進・支援し、イノベーション活動の拠点となることを目指しています。内部は、壁と天井を設けないオープンなスペースが広がり、階段で行き来できるようになっています。

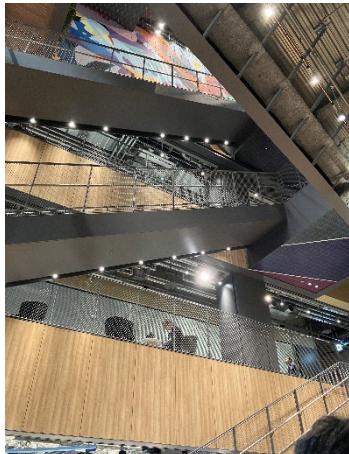


写真:岡三証券

②VS.(ヴィエス)(ネクストイノベーションミュージアム)

安藤忠雄氏が設計監修したVS.は、訪れる人に変化と発見の入り口を提供する、新しい文化装置です。主に地下に広がる施設内には、約1,400m²、天井高15メートルの展示スタジオ(展示空間)などが設けられています。



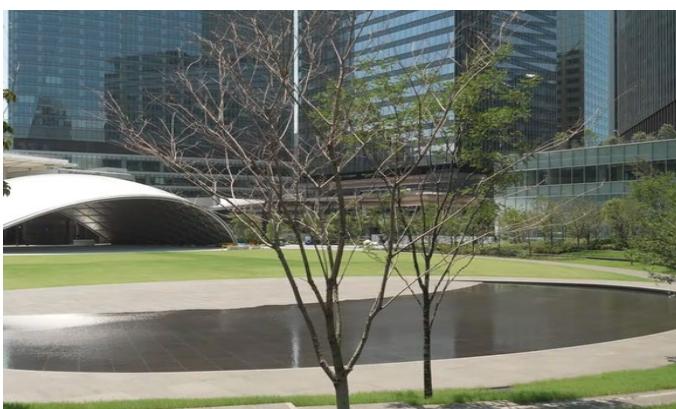
提供:UR都市機構

安藤氏のシンボル的作品、「青いりんご」には、「永遠の青春へ」と刻まれていました。



写真:岡三証券

③芝生広場／じゃぶじゃぶ池



提供:UR都市機構

広大な芝生広場は、「都会のみどり」をコンセプトのひとつとするグラングリーン大阪のシンボルです。天然の芝生を採用し、ふかふかで美しい芝生を一年中、楽しめます。

初期消火水としての利用が可能なじゃぶじゃぶ池は、その地下に水タンク、電力供給、備蓄倉庫などを整備し、水を抜けば避難所となります。天然芝生の養生とともに、公民連携で管理・整備しています。



提供:UR都市機構



提供:UR都市機構



提供:UR都市機構

グラウンドリーン大阪 プロジェクト配置図



④大屋根／ロートハートスクエアうめきた

提供:グラウンドリーン大阪開発事業者

大屋根(ロートハートスクエアうめきた)は、巨大な屋根付きイベントスペースで、多様な利用方法が期待されています。芝生公園、じゃぶじゃぶ池を含めれば、1万人規模のイベントが開催可能であるとともに、③同様、災害時の避難場所としての機能も整備されています。ネーミングライツ(命名権／2024年9月より5年間、ロート製薬社と契約)を使用することで、管理コストの削減を実現しています。

⑤ゲートランタン



写真:岡三証券



提供:UR都市機構

ゲートランタンは、うめきた公園南端に位置し、地上と地下でグラウンドリーン大阪内の各所をつなぐ動線のハブ的な役割を果たしています。直径20メートルの中空に設置された神秘的ならせん状の階段は、夜にはライトアップされ、ランタンのようにうめきた公園を照らします。



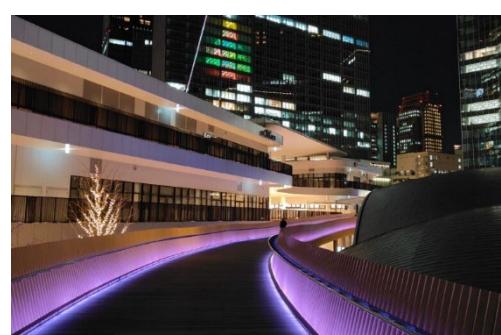
写真:岡三証券

⑥ひらめきの道



提供:UR都市機構

ゲートランタンから芝生広場を通り、うめきたの森をつなぐS字型の橋はひらめきの道と名付けられ、「未来」へのつながりも表しています。また、約400メートルのひらめきの道は、JR大阪駅とうめきた公園をつなぐ「機能」に加え、センサーとLEDライトを導入し、通行の安全を確保しながら、生態系への負荷や消費電力を抑える仕組みも備えています。



提供:<https://saitoshika-west.com/>

SDGs/ESGニュース

■ ICMA、気候トランジションボンドガイドライン発行 新たな独立ラベルが誕生へ

11月6日、国際資本市場協会(ICMA)は気候トランジションボンドガイドライン(CTBG:Climate Transition Bond Guidelines)を発表した。主に高排出セクターに属している発行体向けに、気候トランジションプロジェクト(以下、CTプロジェクト)へのファイナンスを支援する気候トランジションボンド(CTB)が新たに資金使途特定型の独立ラベルとして導入される。グリーンボンド原則(GBP)と同様に調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポート・アセスメントの4項目をフレームワーク内で開示することが求められると共に、CTプロジェクトの整合性確保のために満たすべき5つの事項が示された。

世界の温室効果ガス排出量の4割を占める8つの高排出セクター¹を2050年までに脱炭素化するには約30兆米ドル(約4680兆円²)という巨額の資本が必要であると推計されている。CTBの普及により、気候トランジション分野における債券市場の役割拡大が期待される。

気候トランジションプロジェクトにおける5つの整合性担保要件

1. 発行体全体での持続可能性または気候トランジション戦略の存在
2. 発行体にとって低炭素代替案が技術的または経済的に実現不可能であることを裏付ける分析
3. タクソノミー、脱炭素化ロードマップ、あるいは脱炭素化政策フレームワークとの整合性
4. 現状維持シナリオ(BAU)を超えた実質的かつ定量的な温室効果ガス排出の削減
5. 「カーボンロックイン³」リスクの特定、分析、ベストエフォートでの軽減および開示

■ GXリーグ、参画要件見直しへ

出所:ICMA Climate Transition Bond Guidelinesより弊社作成

仮説:岡三証券

GX需要創出を基軸とし補助金審査へのインセンティブも検討

12月2日、経済産業省は第5回GXリーグにおけるサプライチェーンでの取組のあり方に関する研究会を開催し、GXリーグの参画要件を見直すことを公表した。2026年度から10万トン以上の二酸化炭素を直接排出する事業者を対象に排出量取引制度が義務化されることに伴い、現在GXリーグで実施している自主的な排出量取引は予定通り終了する。GX製品・サービスは従来品との機能差が小さく需要が生じにくいことを踏まえ、次期GXリーグではGX需要創出を基軸とし、GX製品・サービスの調達・販売やサプライチェーン全体での排出削減を重視する。

具体的な参画要件については、Scope1及びScope2の排出量の算定に関する事項に加えて、GX需要創出等に係る企業自らがコミットする取組に関する事項を報告・公表することとなった。参画を希望する企業は、「GX製品・サービスの需要創出」「サプライヤーとの協業の強化」「ファイナンス面の取組」の3つの類型の中から2つ以上の取組を選択することが要件となる。また、GX関連予算との連動施策として、GX需要創出の貢献度に応じ、補助金審査での優遇措置が検討されている。

¹航空、海運、運送、鉄鋼、セメント、アルミニウム、化学品、石油・ガス ²1米ドル156円換算

³既に低炭素な代替品等が存在しているにも関わらず化石燃料を使用したアセットが使われ続けている状況のこと

<ご注意事項>

○本資料に記載の商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(株式(株式・ETF・J-REITなど)の売買取引の場合は約定代金(単価×数量)に対し、最大1.485%(税込み)(手数料金額が3,300円を下回った場合は最大3,300円(税込み))の売買手数料、国内株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。外国株式の海外委託取引には、約定代金に対し、最大2.3496%(税込み)の売買手数料をいただきます。外国株式の国内店頭(仕切り)取引では、お客様の購入および売却の単価を当社が提示します。この場合、約定代金に対し、別途の手数料および諸費用はかかりません。債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は購入対価のみをお支払いいただきます。なお、取引価格には、販売・管理等に関する役務の対価相当額が含まれております。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等)をご負担いただきます。ただし、株式累積投資は一律1.485%(税込み)の売買手数料となります。

2037年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税されます。

※外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します(外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その合計金額等をあらかじめ記載することはできません)。外国株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

なお、各有価証券等は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による評価額の変動によって損失が生じるおそれがあります。また、有価証券等は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により、評価額が変動することによって損失が発生するおそれがあります。債券については元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。外国証券については、為替相場の変動によって、売却後に円換算した場合の額が下落することによって損失が生じるおそれがあります。

商品毎の手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書または上場有価証券等書面を十分にお読みください。

○お客様の個人情報は、当社または関連会社、提携会社の取扱商品の勧誘・販売・運用およびそれに関するサービスのご案内、市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のための他、当社の利用目的の範囲内で利用させていただきます。なお、当社における個人情報の取扱いおよび利用目的の詳細は、当社ホームページ(<https://www.okasan.co.jp>)をご覧ください。ただし、このようなご案内が不要の場合は当社までお申し出ください。以降、当社からのご案内をお送りしないよう対処させていただきます。

(2025年12月改定)

商号等:岡三証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会